

2024 年度事業計画

はじめに

武蔵野美術大学は、1929 年の帝国美術学校創立以来、「真に人間的自由に達するような美術教育」、「教養を有する美術家養成」を建学の精神とし、清新な創造力を持った美術家、デザイナーの養成に努めてきた。また、国内外に多くの卓抜した創造的人材を輩出し、わが国の美術・デザインによる社会発展及び文化振興において重要な一翼を担ってきた。

社会における美術・デザインの拡張とあわせて、学科設置を通じて多くの新たな学問領域を確立するとともに、4 年制通信教育課程（2002 年）、大学院博士後期課程（2004 年）の設置により、高度専門化する美術・デザイン領域の最先端を拓き、より広く社会の要請に応えた教育研究体制を整備してきた。創立 90 周年となる 2019 年には、社会課題の解決や新たな価値創出などの社会的イノベーションに寄与する高度人材の育成を目指し、「クリエイティブイノベーション（CI）学科」を新設、造形学部に設置されていた映像学科とあわせて造形構想学部、大学院造形構想研究科を開設し、本学は開学以来はじめて 2 学部制をとることとなった。造形構想研究科には、2021 年度に博士後期課程を設置し、2022 年度には CI 学科の完成年度を迎えた。また、2023 年には版画を起点とした現代の美術表現の展開を視野に版画専攻をグラフィックアーツ（GA）専攻へと名称を新たにした。

施設設備の面では、キャンパスを南北に分ける「小平 3・3・3 号線」の敷設に伴い、グラウンド移転（2014 年）、14 号館（2016 年、デザイン系工房棟）及び 15 号館（2019 年、CI 学科教室）を建設し、新たなキャンパス拡張を行った。2020 年度には、7、8 号館に付属するエレベーター棟、屋外作業場を新設、2021 年度には 16 号館、2022 年度にテキスタイル工房（16 号館別棟）を建設し、デザイン系学科の再配置と教育環境整備を進めている。

また、2019 年新学部・新研究科と同時に開設した市ヶ谷キャンパスは、社会との連携活動を強化し、造形教育の有用性、美術・デザインの可能性を実践的に拡張する場として、建物全体を実験的共創スペースと位置付け、ソーシャルクリエイティブ研究所（RCSC）や株式会社良品計画との共創スタジオ「MUJIcom 武蔵野美術大学市ヶ谷キャンパス」を創設した。2022 年度には、株式会社日本総合研究所（JRI）と自律協生社会の実現を目指した共同研究拠点「自律協生スタジオ」を開設し、多面的な研究活動を展開している。また 2023 年度には、大学が運営する gallery αM や、卒業生約 7 万 5 千人を有する校友会事務局を市ヶ谷キャンパスに移転した。さらに、東京都インキュベーション施設運営補助事業及び東京都大学発スタートアップ創出支援事業に認定されたコワーキングスペース「Co-creation Space -Ma-」を中心に、多くのクリエイターが集う場を創出することで、本学における美術・デザインの発信地として機能拡充を行っている。

一方で、本学発祥の地である吉祥寺校については、老朽化に伴い 2023 年度をもって閉校し、鷹の台・市ヶ谷キャンパスへの機能集約と再整備を行い、通信教育における教育機能強化を図っている。

2023 年 4 月からは、新たな学長選出制度において教職員による候補者選挙を経て選出された樺山祐和新学長による大学運営がスタートし、また同年 11 月に法人役員も任期満了に伴う改選を行い、長澤忠德新理事長のもと新たな体制となった。

さらなる教育力強化に向けて着実な基盤整備を行うとともに、創立 100 周年事業計画大綱の策定を行い、着実に周年事業の準備を進めていく。社会構造の変革が起こるなか、本学の美術・デザインにおける教育資源を再評価し、美術教育の持っている可能性を最大化することで、これからの中長期計画第一期において真に価値創造を行いうる人材の育成を目指していく。

本年度における重点項目

2024 年度は第 2 次中長期計画第一期の 3 年目にあたる。中長期計画で掲げたビジョン及び事業構想を踏まえ、次の 7 項目を重点課題とする。

1. 「教育の質保証」、「学修者本位の教育」に向けた大学全体の体制基盤を構築し、諸改革のプラン検討を進める。
2. 対面授業を中心に学びの質を高めて行くとともに、講義室等共用教室の有効活用と環境整備を進め、教育効果の高い就学環境の実現を目指す。
3. 特筆すべき本学の美術・デザイン分野における教育・研究力、造形教育の有用性を PR すると同時に、CI 学科・GA 専攻などの新たなカリキュラム展開を周知し、さらなる志願者獲得を目指す。
4. 市ヶ谷キャンパスでの企業・自治体との共同研究事業、卒業生と連携した教育共創事業の展開により、社会における美術大学の一層の価値向上を図る。
5. 通信教育課程の鷹の台キャンパスへの機能移転完了に伴い、通学・通信両課程の連携を強化する。
6. 私立学校法改正に伴い法人運営に資するよう本学寄附行為及び関連諸規則の改正・制定を行う。
7. 100 周年事業本部を中心に 100 周年事業計画大綱の策定を行い、各周年事業に着手する。

テーマ別事業計画

上記重点項目に基づく主なテーマ別事業計画は以下のとおりとする。

1. 教育研究活動、教育の質保証

- (1) 「学修者本位の教育」、「教育の質保証」に向けた大学全体の体制整備。3ポリシーの点検による学部教育の見直し及び大学院教育の拡充検討、通信教育課程における社会ニーズに基づくコース開講の検討。
- (2) 教学 IR データの分析による「教育の質保証」の推進。
- (3) 授業評価アンケートや学生アンケート、成績データ等の分析による「学修者本位の教育」の点検。
- (4) 大学基準協会の第3期認証評価の受審結果に基づく、改善課題・是正勧告への対応。
- (5) 教育理念、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの関連性から各教育単位の教育課程編成の見直し、授業科目数の適正化及び科目名称設定ルールの構築。
- (6) 交換留学、訪問教授、協定校プロジェクト等、国際交流事業の質的・量的強化。

2. 教育・研究の環境整備

- (1) デザイン系学科の再配置・集約計画に基づく8・10号館改修工事の実施。
- (2) 美術館空調等設備改修、長期修繕工事としての8号館外壁補修、9号館の照明・空調更新等の実施。
- (3) 共用工作センターにおける学生の需要に即した機器備品の計画的な整備。
- (4) 市ヶ谷キャンパスにおける教育機能の向上と、7階の使用目的に沿った適正な整備・管理の実施。
- (5) 対面及びオンライン併用可能な環境整備、キャンパス内の情報インフラにおける教育研究活動の環境整備及び支援強化。
- (6) 通信教育課程の鷹の台キャンパスでの、教室・設備・備品等の効率的な運用の実施。
- (7) 教育研究活動におけるあらゆるリスクを想定した危機管理の徹底。

3. 学生支援

- (1) 対面及びオンライン双方の授業実施支援を行い、各特性を生かした教育効果の高い修学環境を提供。
- (2) 低学年向けのキャリア支援、就職に直結しづらい学科や就職意識が持てない学生への課題解決の強化。
- (3) 学生意識に合わせたキャリア支援とリニアな企業の採用情報の発信。
- (4) 障害者学修支援の基本方針策定と研究室、保健室、学生相談室による連携支援体制の強化。心身に不調をきたす学生及び障害を持つ学生への学修支援体制の構築。

- (5) 高等教育の修学支援新制度導入に伴う、大学における奨学金の在り方の見直し。
- (6) 国際交流プロジェクト及び短期留学の本格的な再開。
- (7) 通信教育課程における web システム導入による利便性の向上、スクーリング受講者数増加に伴うメディア授業の拡充。

4. 大学広報、入試対応

- (1) 「美大の本質的な学び」や「ムサビの強み」など、本学の持つ潜在的な魅力や教育・研究リソースを活用した情報発信。
- (2) 大学 web サイトの大幅リニューアルによるイメージ向上と発信力強化。
- (3) CI 学科・GA 専攻等による新たな受験者層の開拓。
- (4) 受験者の志願状況等分析に基づく試験方式・内容への改善、外国人留学生志願者数の増加への対応。
- (5) web 媒体等による卒業生進路情報の発信を行い、本学の多様な就職実績を活用した広報展開を実施。

5. 研究支援・社会連携推進、美術・デザイン振興

- (1) 研究活動の活性化・利活用と情報公開、知的財産マネジメントの強化。
- (2) 大学連携、地域連携、高大接続における戦略的な連携拡充と各事業の実施。
- (3) 市ヶ谷キャンパスの全学的情報発信拠点としての役割を強化。
- (4) gallery αM やデザイン・ラウンジ、共創スタジオ等の活動展開による社会連携推進及び美術・デザインの振興。
- (5) Co-creation Space -Ma-での起業支援活動や大学外教育プログラムの実践、校友会との連携等により、市ヶ谷キャンパスから新たなコミュニティを創出。
- (6) RCSC と JRI との共同研究拠点「自律協生スタジオ」における他企業や自治体等と連携した研究活動の展開、将来的な新たな取り組みの検討。
- (7) 文科省 BP 認定及び厚労省教育訓練指定を受けた価値創造人材育成プログラム(VCP)の企業展開や中高生等への拡張を検討、さらに北海道大学との科学技術振興機構事業 (SIP) での共同研究事業による発展拡大。
- (8) 研究費使用マニュアルの作成及びコンプライアンス研修等の実施による不正防止対策の強化。

6. 美術館・図書館活動

- (1) 教育研究活動の影響を最小限に抑えた美術館の全面的な空調等設備改修の実施。
- (2) 美術館休館中における所蔵資料整理及び資産管理の集中的な実施。
- (3) 民俗資料における日本観光文化研究所旧蔵資料を中心とした資料整理と利活用。
- (4) 図書館における展示及び教育普及による文化的活動の充実化。

- (5) 貴重書データベースの実装による資料利用の促進及び適切な資産管理。
- (6) 図書資料基幹システムの高度化及び効率化を目途とした移行準備。

7. 法人・大学運営

- (1) 私立学校法の改正に伴うガバナンス向上に資する寄附行為及び関連諸規則の改正・制定手続きへの対応。
- (2) ICT を活用した業務改善及び DX 化、業務体制の合理化及び手続き等の標準化。
- (3) 人的資源の適切な管理と人員計画を行う組織体制の検討。
- (4) 危機管理、情報管理等を含むリスク管理体制の点検及び強化。
- (5) インボイス制度、電子帳簿保存法等、法改正への適切な対応。
- (6) 物価高騰による経費支出の適正化。
- (7) 予算執行状況の適切な管理による中長期財政計画の実効性向上。

8. 100周年事業

- (1) 100周年事業計画大綱の策定と、各事業実現に向けた組織体制の整備。
- (2) 100周年事業ロゴマーク・コンセプトワードの制定、100周年事業プレ web サイトの公開等による機運醸成。
- (3) 歴史編纂・検証委員会における 100周年事業の記念誌等作成の準備。

以上